

2 と畜場における交差汚染防止対策の整備に向けた取組

上北地域県民局地域農林水産部 十和田家畜保健衛生所

○和田 康伸 渡辺 測子
元山 友歌 齋藤 豪
安本 守宏 田中 真希
平泉 美栄子 中里 雅臣

1 はじめに

青森県は、図1に示す通り91戸の農場で、約40万頭の豚を飼養する日本有数の養豚地域で、1戸当たりの飼養頭数は全国1位（平成31年2月1日現在）となっている¹⁾。このうち管内には54戸、約20万頭が飼養されており、養豚密集地域となっている。また、豚を処理すると畜場が、県内4か所のうち3か所が存在しており、県内の年間と畜処理頭数約110万頭のうち、9割以上が当所管内のと畜場で処理されている。また、これらのと畜場は県内以外にも北海道、秋田県、岩手県、宮城県からの豚の受け入れを行っている。

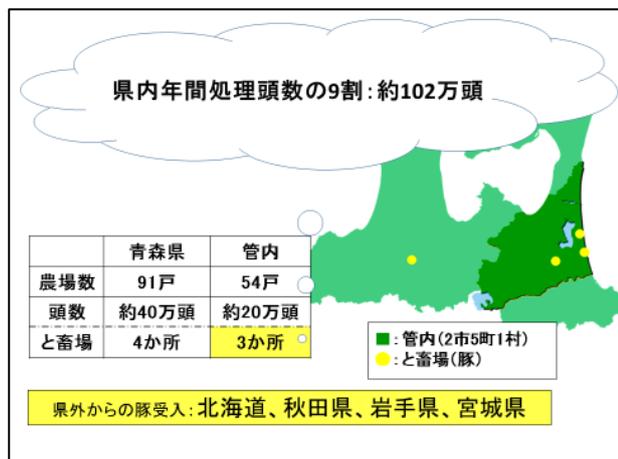


図1：本県の養豚

このような中、26年ぶりに発生があった豚熱は、令和2年9月9日福島県の野生いのししで感染が確認され、これを受け、9月11日には宮城県と山形県が豚熱ワクチン接種推奨地域となった。豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針（以下、指針）では、現在、豚熱ワクチン接種推奨地域でない本県へのワクチン接種豚のと畜場受け入れは禁止されている。しかし、豚熱ワクチン接種区域の県が作成するワクチン接種プログラムにおいて、出荷先と畜場の交差汚染防止対策が確認された場合は、ワクチン接種区域外のと畜場へ出荷可能となることが指針に示されている。そのため、管内と畜場2か所（以下、それぞれAと畜場、Bと畜場）から、今後の豚受入に対する相談があり、と畜場の交差汚染防止対策に着手したので、その概要を報告する。

2 交差汚染防止対策に向けた当所の取組

当所ではと畜場からの要請に対し、と畜場における交差汚染防止対策の実施に向けた取組を行うこととした。具体的には、「と畜場における交差汚染防止対策の説明」、「現状の課題を踏まえたマニュアルの改

訂」、「交差汚染防止対策実施の現地確認」を行った。

(1) と畜場における交差汚染防止対策の説明

指針におけると畜場に関連する箇所の説明や、と畜場における交差汚染防止対策の必要性、施設に合わせた交差汚染防止対策について繰り返し説明し、内容の理解向上に努めた。

(2) 現状の課題を踏まえたマニュアルの改訂

と畜場で用いられている現行の衛生管理マニュアルの確認をし、指針と照らし合わせ、車両・従業員の動線、車両積載物の処理、消毒に関する記録管理、搬入計画などの項目について、修正するよう指摘した。と畜場は当所からの指摘部分を自身の施設と照らし合わせ、確実な防疫体制を確立できるように修正を重ね、指針に沿ったマニュアルを整備した。

①A と畜場

提出されたマニュアルは名称が「特定家畜伝染病対策」となっており、特定家畜伝染病に限定したマニュアルになっていた。指針には交差汚染防止対策が講じられていることとなっており、さらに、平成26年に制定された豚流行性下痢防疫マニュアルでは、「4. 防疫措置 (3) ②畜産関係施設における対策」として、と畜場での交差汚染防止対策が挙げられている。特定家畜伝染病に限らず、どの伝染病も持ち帰らないことがと畜場の交差汚染防止対策で重要である

ため、疾病を限定せず、通常時の衛生管理を徹底する意識を持たせるため、マニュアルの名称を「家畜伝染病対策」とした。

車両の消毒は運転手の裁量や手順によって行われており、個人差によって衛生管理の水準が一定に保たれていなかった。そのため、「車両の洗浄消毒は、タイヤ、タイヤハウス、荷台を中心とした車両全体」、「洗車場の洗浄」、「運転席マット、ハンドルといった運転席内の消毒」、「消毒実施の記録」などをと畜場がマニュアルで明示することにより、関係者にはマニュアルに従った消毒を行わせることとした。

と畜場で使用する専用衣類、長靴の衛生状態を担保するためと畜場との話し合いにより、「と畜場が用意した長靴を使用する」、「所定の場所で専用衣類を着用する」、「使用時には記録を付ける、長靴の使用後は洗浄消毒を行う」など、詳細にマニュアルに記載することとした。

②B と畜場

車両動線を記載した平面図はあったが、人の動線についての記載がなかったため、明示するよう指導した。修正後のマニュアルには人の動線を追加し、利用者は動線やルールを守ることと記載した。

複数の農場が使用する豚房は、洗浄消毒に関する事項のマニュアルへの記載がなかったため、修正後のマニュアルには豚房使用前後の洗浄消毒のほか、ポジティブリストや休薬期間を考慮して消毒後の水洗を注意点として記載した。

豚熱ワクチン接種農場の糞や敷料の処理方法については、堆肥場を確認し、区分方法について助言、指導した。その結果、ワク

チン接種農場の糞や敷料は専用置場に置き、石灰散布をすることとマニュアルに記載した。

③と畜場共通の修正点

図2に示す修正点についても指摘、指導をした結果、修正後のマニュアルは指針で求められている交差汚染防止対策に必要な項目を網羅するものとなった。

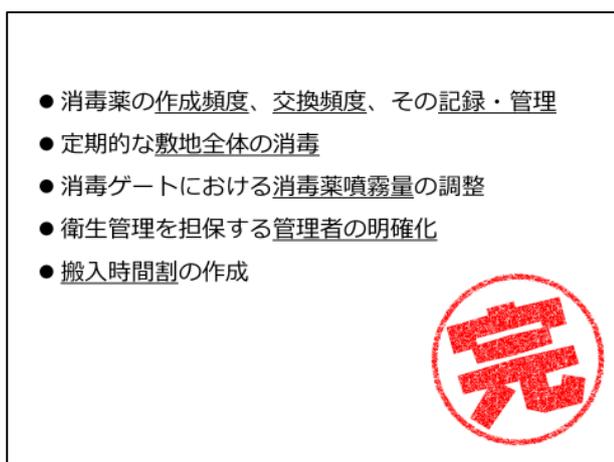


図2：と畜場共通の修正点

(3) 交差汚染防止対策実施の現地確認

消毒ゲートは消毒薬の噴霧量が不十分であり、消毒効果が低かったため、消毒薬管理、ノズルの調整、動作確認、記録整備などを徹底することで十分な噴霧量を確保することができた(図3)。

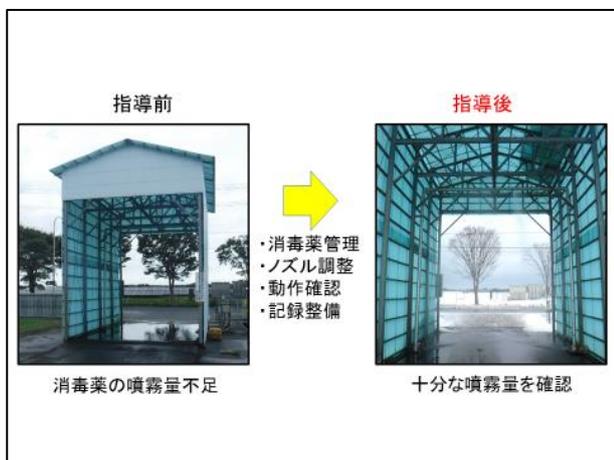


図3：消毒ゲートの改善

係留所のプラットホームは、指導前は豚搬入後の糞、敷料の汚れが残っていたが、指導後は作業員による洗浄消毒が行われるようになり、残渣が確認されなくなった(図4)。

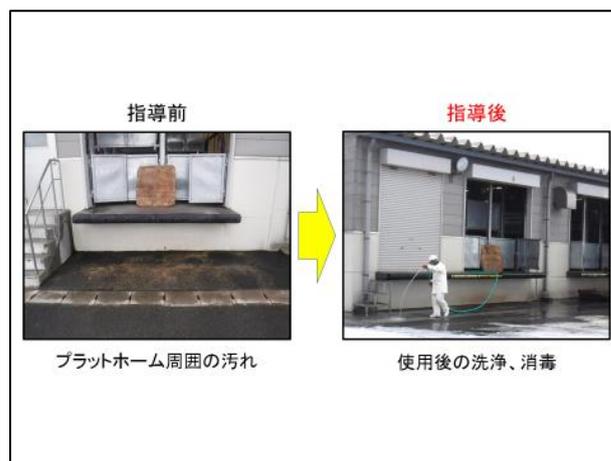


図4：係留所プラットホームの改善

洗車場では、指導前は排水溝に洗車後の残渣が残っていたが、指導後は運転手が洗車場の洗浄も行うよう改善した(図5)。



図5：洗車場の改善

4 取組の結果

マニュアルの修正や現地確認を行い、交差汚染防止対策が行われていることを確認した。接種地域の県を通じて国に照会した

ところ、A と畜場は宮城県からの豚受入に伴い、令和 2 年 12 月 28 日に、B と畜場は秋田県からの豚受入に伴い、令和 3 年 1 月 14 日に交差汚染防止対策実施と畜場として認められた。

5 今後の方針

ワクチン接種農場のワクチン接種プログラムは半年ごとの更新が必要であり、それに伴ってと畜場の交差汚染防止対策の確認も必要となる。今回、交差汚染防止対策が確認された A、B と畜場に対しては、引き続き助言や指導を繰り返し、更なる防疫の理解と衛生水準の向上を図っていく必要がある。また、今回の取組で得られた経験やソリューションを他のと畜場への対応にも反映させ、指導していきたい。

と畜場、と畜場利用者、家畜保健衛生所との連携は地域防疫に必要不可欠である。今後も関係者との信頼関係の構築を心がけ、防疫体制の強化に努める所存である。

6 参考文献

- 1) 農林水産省：畜産統計調査結果データ（平成 31 年），2021/1/22 取得